

船舶事故調査報告書

令和6年6月26日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突（消波ブロック）
発生日時	令和5年7月28日 21時40分ごろ
発生場所	境港第2区（境港一文字防波堤南端付近） 境港竹内南東防波堤灯台から真方位060° 1,390m付近 （概位 北緯35° 31.2′ 東経133° 16.1′）
事故の概要	プレジャーボートユキカゼは、南西進中、消波ブロックに衝突した。
事故調査の経過	令和5年8月29日、主管調査官（広島事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	プレジャーボート ユキカゼ、2.4トン
船舶番号、船舶所有者等	272-24660鳥取、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、一級小型
負傷者	重傷 1人（船長）、軽傷 1人（同乗者）
損傷	本船 右舷船首部外板に亀裂を伴う擦過傷 消波ブロック 擦過傷
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 東、風力 2、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 上げ潮の初期
事故の経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、同乗者1人を乗せ、島根半島北方沖で釣りを行った後、境港第2区のマリーナに向けて帰航していた。</p> <p>本船は、境港第2区に入り、境港一文字防波堤南端先のマリーナに向け、約30km/hの対地速力で自動操舵により南西進中、船長が船首部に取り付けた赤外線カメラの映像を見ながら入航しようとして同映像を映すタブレット端末の操作に意識を向けていたところ、同防波堤の消波ブロックに衝突した。</p> <p>船長は、マリーナを通じて海上保安庁に救援を依頼し、本船は、来援した巡視艇にえい航され、船長及び同乗者は救急車で病院に搬送された。</p> <p>船長は、赤外線カメラの映像を見ながら入航するのは初めてで、本事故当時、船首方が映るようにタブレット端末を操作するのに手間取り、同端末に意識を向けていた。</p> <p>船長は、本船のGPSプロッターの画面には境港一文字防波堤及び出航時の航跡が表示されていたが、同画面を見ていなかった。</p>
分析	本船は、境港第2区を南西進中、船長が、船首方を映す赤外線カメラの映像調整をタブレット端末で行うことに意識を向けて航行を続けたことから、境港一文字防波堤に向かっていることに気付かず、同防波堤の消波ブロックに衝突したものと考えられる。

	<p>船長は、赤外線カメラの映像を見ながら入航するのは初めてで、本事故当時、船首方が映るようにタブレットを操作するのに手間取ったことから、本件タブレットに意識を向けて航行を続けたものと考えられる。</p>
<b>原因</b>	<p>本船は、夜間、境港第2区を南西進中、船長が、船首方を映す赤外線カメラの映像調整をタブレット端末で行うことに意識を向けて航行を続けたため、境港一文字防波堤に向かっていることに気付かず、同防波堤の消波ブロックに衝突したものと考えられる。</p>
<b>再発防止策</b>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 船長は、航行中、特定の対象だけに意識を向けることなく、常時、周囲の適切な見張りを行うこと。</li> <li>・ 船長は、航行に使用する機器の操作に習熟しておくとともに、航行中に機器の調整が必要な場合は、安全な場所に停止するなどして行うこと。</li> <li>・ 船長は、航行中、航海計器等を適切に使用し、周囲の障害物との位置関係を常に確認すること。</li> </ul>